

Insolvency of an SME and Liability of Guarantor, Comparison of Individual Insolvency Policies (Case Study)

日本 仁瓶 善太郎 (Zentaro Nihei) 、浅尾 兼平 (Kenpei Asao) *

[Insolvency of an SME and Joint and Several Guaranty by its Management]

“Corporation A” is a mid-size enterprise that manufactures and sells natural gas storage tanks for vehicles.

On May 1, 2015, “Corporation A” received a KRW 300 million loan from K Bank, with 10-year maturity, 3% per annum interest to be paid on the first day of each month, full repayment of the loan to be made on the maturity date (“K Loan”).

On March 15, “Corporation A” received an additional KRW 200 million loan from L Bank, with 8-year maturity, 4% per annum interest to be paid on the 15th day of each month, full repayment of the loan to be made on the maturity date (“L Loan”). Korea Credit Guarantee Fund (“KODIT”)¹ provided a credit guarantee for the L Loan.

“B” is the representative director (CEO) of “Corporation A” who assumed joint and several liability for the K Loan to K Bank and for the reimbursement debt of “Corporation A” to KODIT.

* Zentaro Nihei [Attorney at Law (AMT), Japan], Kenpei Asao [Director, KPMG FAS, Japan]

¹ KODIT is a public financial institution in Korea that provides comprehensive support to SMEs, including provision of credit guarantees. This can be substituted with an institution in your jurisdiction that plays a similar role.

“Corporation A” paid interest to K Bank and L Bank up until the month of September, 2021, but defaulted on the payment of interest for October 2021 and onward. KODIT immediately repaid the L Loan to L Bank based on the credit guarantee agreement.

“Corporation A” filed a petition for commencement of a rehabilitation proceeding on January 5, 2022. The court issued a comprehensive stay order and an asset preservation order for “Corporation A” on January 7, 2022 and commenced a rehabilitation proceeding for “Corporation A” on January 15, 2022. The court appointed “B” as the receiver for “Corporation A”.

As the court-appointed receiver of debtor “Corporation A”, “B” submitted a rehabilitation plan on May 6, 2022 that provided for 50% cash repayment of all financial institution claims (including KODIT claims) in installments (repayment in equal yearly installments over a 10 year term beginning from December 31, 2022 and onwards, with repayment made on December 31 of each year), 30% debt-equity swap (effect of the conversion to take place on the date the rehabilitation plan is confirmed), and 20% discharge. After a meeting of interested parties, the court confirmed the rehabilitation plan on June 15, 2022.

[Question] Are there any special statutes or practices in your country that would apply to an insolvency proceeding (rehabilitation or bankruptcy) of an SME as compared with larger corporations (e.g., fast-track proceedings or specific policies that are tailored to the specific characteristics of an SME)?

中小企業に特に適用される法的倒産手続は存在しないものの、中小企業のみに適用される準則型私的整理手続は存在します。以下、日本の倒産法制の概要と併せて説明します。

1 日本の倒産手続

日本の倒産処理手続は、裁判所において進む倒産手続である法的手続と、裁判所外にて債権者（主に金融債権者）との話し合いにより債務を整理する私的整理の2つに分けられます。

また、私的整理は、更に、任意の交渉方法で行われる私的整理と、中立・公正な第三者の関与の下で法的整理に準じた一定のルールに基づき進められる準則型私的整理に分けられます。

2 中小企業に適用される倒産手続

日本の法的倒産手続は、特段、大企業と中小企業で手続を区別しておらず、中小企業のみに適用される法的倒産手続は存在しません。一方、準則型私的整理の中には、以下に述べる通り、中小企業のみを対象としたものがいくつか存在します。

(1)中小企業活性化支援協議会による再生支援スキーム

中小企業活性化支援協議会の中小企業再生支援スキームは、準公的機関である中小企業活性化支援協議会が、手続の仲介役を果たす中で、裁判所外にて進める再生支援手続です。原則として中小企業のみを対象とする手続である点に特徴があります。

中小企業では、弁護士や税理士などの外部専門家に依頼する人脈や費用がない場合も多くあります。中小企業活性化協議会は、事業再生に関する知識と経験を有する専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）が常駐し、常時中小企業からの相談を受け付けて、その相談にのり

ます。また、中小企業活性化協議会は半公的機関であり、その利用に費用は発生しません。

中小企業活性化協議会は、弁護士などの外部専門家を通じて、事業再生計画の作成をサポートし、その内容を検証します。これら外部専門家の費用は発生しますが、デュー・デリジエンス費用の一部について国の補助が得られる場合があるなど、費用が割安となっています。こうした外部専門家の補助を得て作成された計画案については、金融機関も一定の信頼を寄せることができますため、手続の成立の可能性が高くなります。このため、日本では、中小企業の再生において、この中小企業活性化協議会が広く利用されています。

(2) 中小企業の事業再生等に関するガイドライン

中小企業の事業再生等に関するガイドラインとは、主に中小企業を対象として、金融機関等が遵守すべき私的整理のプロセスを定めたものです。

中小企業版ガイドラインは、一定の資格を有する「第三者支援専門家」と称する弁護士等が手続の仲介役を果たす中で、裁判所外にて進める再生手続です。この手続も、原則として中小企業のみを対象とする手続です。

この手続では、中小企業が、自らが雇用した弁護士等の専門家のサポートを得ながら、第三者支援専門家による事業再生計画の内容の検証を経て、手続を遂行します。上述のとおり、中小企業の再生には、中小企業活性化支援協議会が広く利用されてきましたが、そのリソースにも限度があることから、広く民間の弁護士等を、「第三者支援専門家」として活用し、再生をより幅広く支援することを目指し、2022年4月15日にこのガイドラインの運用がスタートしました。

外部専門家、第三者専門家に支払う費用が生じるもの、本費用についても、政府から一定の補助があり、資金に余裕がない中小企業も利用しやすくなっています。

(3) 特定調停スキームの利用

その他に、中小企業の私的整理が、民事調停の特例である特定調停手続を利用して進められることもあります。この手続も私的整理ですので、全ての金融機関の同意が得られなければ私的整理が成立しませんが、公正中立の立場にある調停委員が関与することから、金融機関の納得が得やすい面があります。

また、この手続きでは、弁済案について定めた調停条項について、裁判所が17条決定と呼ばれる決定を出すことができます。この決定には強制力はないものの、金融機関があえて積極的にこの決定に反対するにはハードルがあることから、金融機関の同意が得やすいという点にも特徴があります。

以上のように、中小企業の事業再生については、裁判所外で行う私的整理を中心として行われているのが、日本の実情です。

[Question] Are there any differences in the appointment and activities of an examiner (調査委員) when an SME files for commencement of a rehabilitation proceeding as compared to when a large corporation files for rehabilitation?

日本の民事再生手続はDIP型の手続であり、再生債務者が中小企業か大企業かにかかわらず、裁判所は、その手続の適正を監督するため、監督委員や、また、必要に応じて調査委員と呼ばれる委員が選任され、債務者による業務遂行を監督させることになります。

監督委員は、債務者の業務遂行を監督し、債務者が重要な行為を行うにあたっての承諾権限などを持ちます。東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の案件では、監督委員の選任は、ほぼすべての事件について行われています。このことは、企業の規模によって変わりません。

調査委員は、大規模な会社や粉飾など不正な経理処理がされているおそれがある場合などに選任されることになります。調査委員が選任される事案はあまり多くありません。このことも、企業の規模の大小によって大きくは異りません。

上記のとおり、監督委員、調査委員を選任するか否かは、裁判所において再生手続開始の要件を判断するために選任されるものであり、再生債務者が中小企業か、大企業かによって選任の要否やその役割が異なることはありません。

このように差異を設ける必要のないことは、中小企業の事業再生が、先ほど述べた中小企業活性化支援協議会を中心に行われ、法的な再生手続である民事再生手続によることが少なくなっていることも、一因となっているとも考えられます。

[Question] Are there any exceptions to the rule that the liability of guarantee is dependent on the liability of the primary debtor when a rehabilitation proceeding or bankruptcy proceeding is commenced for an SME?

特にありません。保証債務の取扱いについては、次の質問への回答を御覧下さい。

[Question] Are there any discussions in your country regarding the alleviation of guarantee debt for the representative director (CEO) who guaranteed the debt of an SME?

日本でも代表取締役を含む経営者の保証債務に関する手当がなされています。

日本では、伝統的に、中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となることが求められてきました。このため、企業が倒産して融資の返済ができなくなった場合は、経営者個人が企業に代わって返済することを求められてきました。また、このことが、中小企業の債務整理が進まない一因であるといった指摘がされてきました。

この問題を軽減するために、日本では、日本商工会議所と全国銀行協会を事務局として、「経営者保証に関するガイドライン」が策定されました。このガイドラインは、金融機関が遵守すべき自主的なルールで、法的な拘束力はありませんが、実際は、金融機関は、本ガイドラインを遵守して実務を進めています。

本ガイドラインは、①企業が新規に借入れを行うにあたって、金融機関が、一定の要件を満たす中小企業について、代表者の個人保証をとることを控える方向性を規定すると共に、②主債務者たる中小企業の経営が悪化した場合における、代表者の保証債務の整理の方法について規定しています。以下では、この②保証債務の整理の方法について説明を加えます。

- ・ 概要

主債務者たる中小企業が債務を弁済できなくなった場合、保証人たる代表者について、破産手続などを開始する必要が生じます。しかしながら、経営者保証ガイドラインを利用して保証債務を整理する場合、破産手続等の法的倒産手続により保証債務を整理する場合に比べて、保証債務が軽減され、より多くの資産を手元に残すことが認められます。また、経営者

保証ガイドラインは私的整理手続であることから、原則として対外的に公表されないため、いわゆるブラック・リストに掲載されず、代表者のその後の生活に与える悪影響が少ないといった利点もあります。

この経営者保証ガイドラインは、中小企業の債務整理を合理的に促進するために、経営者個人の責任を軽減することを目的の一つとしています。このため、代表者の保証債務を整理するにあたっては、主債務である中小企業の債務と一体として保証債務を整理することが想定されています。また、かかる目的を達するため、主債務について法的債務整理が行われる場合であっても、保証債務の整理に当たっては、原則として裁判所外で、準則型私的整理手続を利用することとされています。ガイドラインの利用にあたっての具体的な要件は以下の通りです。

1 保証ガイドラインの対象となりうる保証人

経営者保証ガイドラインの対象となる保証人は、以下の各号に定める要件を含む一定の要件を満たす者です。

- ① 保証契約の主たる債務者が中小企業等であること
- ② 保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業等の経営者であること
- ③ 主たる債務者および保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示していること
- ④ 主たる債務者および保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと

2 対象債権者

対象となる債権者は、中小企業等に対する金融債権を有する金融機関になります。現に経営者に対して保証債権を有する金融機関だけでなく、将来保証債務の履行等によって、債権者となる可能性がある者を含みます。

・ 手続の概略

経営者保証ガイドラインによって保証債務を軽減するには、まず弁護士等の資格を持ったアドバイザー（これを支援専門家と呼びます）を選定した上で、金融機関に対し、対象債権者に対し、一時停止や支払猶予の要請を行います。その上で、そのアドバイザーの補助を得

ながら、代表者は、保証債務の減免を内容とする保証債務の弁済計画を策定します。

当該弁済計画は、一定の要件を満たすものである必要があります。1つ目の要件は、私財の十分な調査と、それに対する表明保証及び支援専門家による確認です。

保証債務の免除要請に先立ち、代表者は、支援専門家のサポートも得て、その私財を調査します。そして、全ての対象債権者に対して、その情報開示について表明保証を行います。また、保証人は、支援専門家に対し、必要な資料を提供し、これを受けて支援専門家は、当該情報開示の適正性についての確認を行い、対象債権者に報告します。

保証人と対象債権者とは、保証人が開示し、その内容の正確性について表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合には、免除した保証債務について追加弁済を行うことについて、書面で契約を締結します。こうした手当によって、保証人が適正に債権者に対して報告することを動機づけています。

2つ目の要件は、主債務たる中小企業の債務整理に関する弁済計画の経済合理性です。前述のとおり、このガイドラインは、中小企業の債務整理を合理的に促進するために、経営者個人の責任を軽減することを一つの目的として定められたものです。このため、代表者の保証債務を整理するにあたっては、原則として主債務である中小企業の債務と一体として保証債務を整理することが想定されており、保証債務の免除を受ける場合、主たる債務および保証債務の弁済計画が対象債権者にとっても経済合理性が認められるものである必要があります。

この文脈で、対象債権者は、保証債務の履行請求額の経済合理性について、主たる債務と保証債務を一体として判断することになります。

これらの要件を満たすことを前提として、保証債務について弁済計画を作成し、対象債権者に対して要請する保証債務の減免や期限の猶予の要請を行うことになります。

・ インセンティブ資産

これらの要件を満たし、他の一定の要件を満たす場合、保証債務の履行にあたり保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲を、破産手続に進む場合よりも広くすることができます。具体的には、自宅など、生活にとって重要と考えられる財産を残存させることができます。認められ、また、破産手続の場合に比べて多くの現金を残すことができます。これらの資産は「インセンティブ資産」と呼ばれ、経営者が、これらの資産を残すことを企図して、中小

企業の債務整理をためらわずに進めることができます。なお、どの程度のインセンティブ資産が認められるかは、破産手続において個人に残すことが認められる財産の範囲などを踏まえて、個別の事案に応じて検討されます。

[インセンティブ資産に含まれ得る資産]

① 一定期間の生活費

1月あたり33万円を基準に、以下の期間を目安として、一定期間の生活費をインセンティブ資産に含めることを検討できる。

保証人の年齢	期間
30歳未満	90日～180日
30歳以上35歳未満	90日～240日
35歳以上45歳未満	90日～270日
45歳以上60歳未満	90日～330日
60歳以上65歳未満	90日～240日

② 華美でない自宅

③ その他の資産

生命保険等の解約返戻金、敷金、保証金、電話加入権、自家用車など

・ 計画の成立要件

弁済計画は、裁判所外の手続ですので、対象債権者全員から同意を得ることにより成立します。弁済計画が成立すると、弁済計画に従った資産の換価処分等が行われ、弁済計画に従った弁済が行われます。

[Question] In the relationship between K Bank and KODIT, how much does the representative director “B” owe to K Bank and KODIT respectively, when the rehabilitation plan for the primary debtor, “Corporation A,” has been confirmed?

本事案の債権残額及び再生計画による弁済案は、利息を除くと、以下のとおりと理解しています。

	K銀行	KODIT
Aに対する各金融機関の債権総額	3億ウォン	2億ウォン
弁済方法		
分割支払 (50%)	1億5000万ウォン	1億ウォン
DES(30%)	9000万ウォン	6000万ウォン
免責(20%)	6000万ウォン	4000万ウォン

再生計画においてDESを行った場合、再生債務者の株式を取得した再生債権者の再生債権は消滅します。Aは、民事再生手続開始前に負っていた債務のうち、50%に当たる部分を支払う義務が生じ、20%に当たる部分は免責され、30%に当たる部分は株式に代わることとなります。

一方、日本の民事再生法は、「再生計画は、…再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利に影響を及ぼさない。」（民事再生法177条2項）と定めており、再生計画によっても、連帯保証人たるBが負う債務の内容は変更されません。

このため、DESを行った部分については、再生債権は消滅しているものの、連帯保証人の債務は消滅しませんから、連帯保証人たるBは、その余の部分について支払義務を負うこととなります。すなわち、再生計画認可時点を基準にすれば、K銀行に対しては2億1000万ウォン及び利息の債務を負っており、KODITに対しては1億4000万ウォン及び利息の債務を負っているものと考えられます。また、分割支払部分についても、連帯保証人は、期限の利益を失い、即時に支払うことを求められます。これを履行することは通常個人には難しいため、上述の経営者保証ガイドライン等を利用して、連帯保証人の債務を整理する必要等が生じます。

[Question] Is there a separate rehabilitation proceeding for individuals in your country? If so, what are the differences between a rehabilitation proceeding for corporations and a rehabilitation proceeding for individuals, in terms of statutory requirements for commencement and plan confirmation?

再生手続には、通常の再生手続と、その特則である個人再生手続があります。

法人の場合は、通常の再生手続のみ利用できますが、個人の場合は、通常の再生手続のほか、それをより簡素化した個人再生手続の利用も可能です。個人再生手続には、「小規模個人再生手続」と「給与所得者等再生手続」の2種類の手続があります。

1 小規模個人再生

(1) 再生手続開始の要件について

小規模個人再生は、個人である債務者のうち、将来において継続的にまたは反復して収入をうる見込みがあり、かつ、再生債権（すなわち、再生手続開始時における個人にとっての債務）の総額が5000万円を超えないものが行うことができる再生手続です。

(2) 再生計画について

小規模個人再生では、監督委員は選任されず、債権者集会も行われません。代わりに、裁判所が、一定の倒産事件に関する経験値を有する弁護士を、個人再生委員として選任します。通常の民事再生手続において裁判所によって選任される監督委員のような役割を果たします。

資金やスキルに乏しい個人では、自ら再生計画案を立てることが困難であるところ、個人再生の手続では、個人再生委員は、再生債務者の財産および収入の状況を調査し、再生債権の評価等を実施し、第三者的な見地からの指導や監督を行い、個人をサポートします。

この手続では、通常の手続を経ないことから、債務の期限の猶予期間に関する制限もなされており、原則として3年間（最長でも5年間）のうちに、3か月に1回以上の割合で、借入金の返済をする内容の再生計画を作成することを要します。また、再生計画に基づく返済総額（「計画弁済総額」）が一定の金額以上でなければ再生計画の認可を受けられません。

再生計画案の決議は、通常の再生手続において行われる債権者集会の期日における議決権行使は排除され、書面投票によることとされています。また、通常の再生手続では、過半数の債権者の賛成（頭数）および議決権者の議決権総額の過半数の賛成（議決権額）の双方が必要ですが、個人再生では、同意しない債権者が半数未満で、その債権額の合計が全債権者の債権総額の2分の1以下であれば可決とみなされます。

そのほかに、住宅ローンが残っていても、住宅を手元に残しておく余地等が認められています。

2 紿与所得者等再生

(1) 再生手続開始の要件について

給与所得者等再生は、小規模個人再生の適用対象となりえる再生債務者のうち、定期的、かつ、安定的な収入がある再生債務者について、再生計画に基づく弁済原資として、所得が一定の額以上の場合に、再生計画案についての決議そのものを省略する手続です。

この手続を利用できるのは、小規模個人再生開始の要件を満たすことに加え、①給与など、定期的な収入を獲得する見込みがあること、②収入の額の変動の幅が小さいと見込まれることが必要とされています。

(2) 再生計画について

給与所得者等再生では、不認可事由のない再生計画案を作成することは必要になりますが、再生計画案についての決議が不要とされています。裁判所は原則として再生債権者の意見を聴取した上で、再生手続に重大な法律違反がないことなどを確認し、再生債務者から提出された再生計画案に対し、認可又は不認可決定を行います。

また、弁済計画案は、その債務者の可処分所得（債務者の収入から税金や生活費など一定額を差し引いた額）の2年分の額を上回る弁済額が規定されていなければならないなど、一定の制約があります。

[Question] Is there a separate bankruptcy proceeding for individuals in your country? If so, what the differences between a bankruptcy proceeding for corporations and a bankruptcy proceeding for individuals?

日本の破産手続は、個人と法人で手続を分けておりません。しかしながら、実務上、個人と法人の手続には違いが見られます。

個人の破産事件の場合は、破産手続申立の目的は、個人の債務を免責してもらうことがあります。しかしながら、破産手続の申立てをするにも、十分な費用がない場合も少なくありません。また、個人の破産事件の場合に、管財人を任命して詳細な財産の調査を行う必要が高くない場合も少なくありません。

そこで、個人が破産事件を申し立てる場合は、以下に述べる「同時廃止」がなされたり、あるいは予納金を少なくするなどして、負担を軽減しています。

- ・ 同時廃止について

日本の破産手続は、破産手続を遂行するに足りる費用がある場合には、破産管財人が選任され、手續が遂行されて、残余財産を債権者に分配してこれを終結させます。しかし、その財団によって、共益債権すら弁済できない場合は、手續が廃止（中止）されます。

この破産手続廃止には、破産手続の申立てのタイミングで、手續を廃止する同時廃止と、破産手続は開始させた後、事後的に共益債権が弁済できないことが明らかになった時点で手續を廃止する異時廃止があります。

このうち、同時破産手続廃止とは、破産財団が破産手続の費用をも支弁するに足りないと裁判所が認めたときに、管財人を選任せずに、破産手続開始決定と同時に破産手続廃止の決定がなされるものです。

この同時廃止が行われた場合でも、裁判所は、個人の債務の免責を行うことができます（裁判所は債務者の審尋を行います。）。なお、財産が多くあることが判明したり、過去の債務者の行動に調査をすべき事由がある場合は、同時廃止ではなく、管財手続が開始されます。

- ・ 利用実績

2021年の司法統計年報によれば、個人（自然人）の破産は7万406件、法人その他の破産は5915件ありました。個人では、約62%が同時廃止で、約28%が異時廃止で終了しており、債権者に配当がなされた事件は8%程度に留まっております。一方、法人その他の事件では、同時廃止で終結する事件は1%にも遠く及ばず、異時廃止が約70%、配当がなされた事件は約27%となっております。

この統計からも、個人は、破産手続開始決定時において、破産手続の費用を弁済するに足りないことが明らかである事件が多いことが見受けられます。

[Question] Is it possible for the representative director “B” to obtain a discharge of his guarantee debt, which he became liable for on behalf of “Corporation A” in your country?

破産手続を経るか、あるいは、先ほど述べた経営者保証ガイドラインを利用するなどして、債権者と合意をしなければ、免責を受けることはできません。

[Question] If representative director “B” had been discharged, would he become disqualified for certain roles, such as the director of a corporation?

株式会社の代表取締役が、破産手続等を経て、その債務の減免を受けたことは、他の株式会社の取締役等の就任を妨げる欠格事由には該当しません。

また、代表取締役が、経営者保証ガイドラインを通じて、債務の減免を受けた場合も、他の株式会社の取締役等の就任を妨げる欠格事由には該当しません。

以上